

サービス提供条件に関する特約通知書

株式会社ミロク情報サービス（以下、「当社」といいます。）は、お客様との間で締結した「MJSシステム導入契約書」およびその内容を構成するMJSシステム導入契約条項（以下、総称して「原契約」といいます。）に基づいて、京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社（以下、「サービス提供者」といいます。）が提供するサービス「Cotopat」（以下、「本サービス」といいます。）の利用権をお客様に再販売するにあたり、以下のとおり原契約の一部を変更することを通知します。なお、本通知書は本サービスにのみ適用されるものとし、原契約において本サービスの他に第三者が提供するサービスの利用権の再販売に関する契約を締結した場合、当該サービスには適用されないものとします。

記

1. 原契約第4.04条第4項を以下のとおり変更します。
 4. 本件第三者サービス契約の期間満了の2か月前までにお客様と当社のいずれからも書面による契約終了の申し出がない場合、本件第三者サービス契約は、同一条件をもって、自動的に利用期間単位毎に更新するものとします。
2. 原契約第4.04条第5項を以下のとおり変更します。
 5. 前項にかかわらず、本件第三者サービス契約の更新に際して当社が本件第三者サービスに係る料金の改定を希望する場合、本件第三者サービス契約の期間満了の2か月前までに、当社又はサービス提供者からお客様に対して通知するものとし、お客様が前項に定める申し出を行わない場合、本件第三者サービス契約は、前項の定めに従い、改定された料金をもって、自動的に利用期間単位更新するものとします。
3. お客様と当社との契約においては、別途サービス提供者が作成した本サービスの利用約款の定めに関わらず、上記1および2の定めが優先されるものとします。
4. 原契約の定めのうち、本書によって変更されていないものについては、引き続き効力を有するものとします。

以上